

一般財団法人高知県教職員互助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人高知県教職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高知県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する医療費補助金の給付等の福利厚生事業（事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。）
- (2) 公立学校（幼稚園及び大学を除く。）への図書等の寄贈事業
- (3) 教育研究団体への助成事業
- (4) 公益法人への寄附事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は次のとおりとし、この法人の基本財産とする。

定期預金 500万円

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(剰余金)

第6条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計)

第7条 この章に定めのない会計に属する事項の詳細は、別に評議員会で決議する会計規則で定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものと

する。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、この法人の会員から選任される評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・一般財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

3 前項に規定する費用の弁償に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 第22条第5項に規定する監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面で、通知を発しなければならない。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、その都度出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

第21条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員及び理事の中から、その評議員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、この法人の会員から選任される次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。

3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 第2項の理事長をもって一般社団・一般財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、第2項の副理事長及び前項の常務理事をもって同条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 第1項の規定にかかわらず、監事のうち1名については、この法人の会員以外の者(以下「外

部監事」という。)とする。

6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、外部監事に対しては、評議員会において別に定める報酬額を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

3 前項に規定する費用の弁償に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長（理事長が出席しなかったときは、出席した理事全員）及び監事が記名押印しなければならない。

第8章 役員損害賠償責任の免除

(役員責任免除)

第35条 この法人は、役員がこの法人に対する一般社団・一般財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意で重大な過失のなかった場合で、かつ、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、賠償責任額から同法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。ただし、理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

- 2 この法人は、外部監事のこの法人に対する一般社団・一般財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、当該外部監事が職務を行うにつき善意で重大な過失がなかった場合は、賠償責任を限定する契約を外部監事と締結することができる。この場合において、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000円以上であらかじめ定められた額と同法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 会員及び組織

(部の設置)

第39条 第4条に規定する事業を円滑に実施するため、この法人に次の部を置く。

(1) 一般互助部

(2) 退職互助部

(会員)

第40条 この法人に会員を置く。会員の種類は、一般互助部会員及び退職互助部会員とする。

2 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

(組織)

第41条 この法人に、その事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。この場合において、事務局長については、理事会の承認を経なければならない。

3 職員は、有給とする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、岡崎順子とする。

4 この法人の最初の副理事長は、矢野卓哉とする。

5 この法人の最初の常務理事は、北川圭児とする。

6 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

岡崎順子
北川圭児
五藤 浩
垣内守男
谷 智子
天野順造
杉村直美
原 仁
岡田浩幸
矢野卓哉
山本正孝

- 7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

中山雅需
副田謙二
池 康晴
吉村恵一
笥 尊士
谷口泰徳
畑山和則
米満敏孝
林 宏樹
山崎浩展
中内 勝
徳弘健三

- 8 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

三本健二
小栗一彦
廣光良昭